平成２６年（フ）第１６５号
静岡県富士市松岡490番地の25
破産者　佐々木典宏
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１９７号
静岡県富士市伝法2845番地の２　セジュールスギノキＡ－102号
破産者　石川　正樹
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２０１号
愛知県豊橋市佐藤２丁目６番地８　Ｂ－101、従前の住所愛知県豊橋市前田町１丁目６番地の８　902
破産者　洞地巳賀代
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１０７７号
京都府宇治市神明宮北29番地の３　メゾン桂木202号
破産者　藤田　浩平
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６３号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地21棟105号、前住所山口県下関市秋根本町２丁目10番30―603号グリーンマンション
破産者　尾崎　明彦
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６４号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地21棟105号、前住所山口県下関市秋根本町２丁目10番30―603号グリーンマンション
破産者　尾崎　和美
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７９号
岡山県倉敷市安江550番地１　５―504号
破産者　黄原一男こと　黄　　一男
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１６３号
岡山県倉敷市玉島黒崎10085番地１
破産者　藤澤香代子
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第８９１号
広島市南区西本浦町４番11号
破産者　田辺　靖典
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４１号
長崎県長崎市坂本１丁目３番５号　Ａ－１
破産者　佐々木法枝
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９２号
長崎県諫早市高来町折山104番地、前住所長崎県諫早市下大渡野町1625番地
破産者　横尾　政晴
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第６０２号
熊本市北区清水新地４丁目３番39号
破産者　工藤やす子
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２６年（フ）第１２８号
千葉市美浜区幸町１丁目７番１棟717号
破産者　黒川　義美
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３１７号
最後の住所茨城県結城市結城7307番地３
破産者　亡安藤嘉胤相続財産
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第８７６号
さいたま市緑区東浦和５丁目27番地５
破産者　有限会社Ｍ２
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
最後の住所千葉市美浜区高浜１－14－８－1310、住民票上の住所東京都港区六本木４丁目２番８－404号
破産者　亡古舘誠一郎相続財産
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３５７号
愛知県半田市有楽町６丁目160番地の１
破産者　株式会社リフラクテック
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４３号
名古屋市天白区大坪２丁目907番地
破産者　株式会社ライフホームズ
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４３号
茨城県笠間市福原1340番地の２
破産者　有限会社長谷川工務店
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所